

山梨県立大学データサイエンスプログラム委員会規程

(令和6年9月19日制定 大学第6015号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第28条の5第2項の規定に基づき、数理・データサイエンス・AI教育プログラム（数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（令和3年2月24日文科科学大臣決定）に基づく教育プログラムをいう。以下「データサイエンスプログラム」という。）を運営するための教育プログラム運営委員会に関し必要な事項を定める。

(データサイエンスプログラム委員会)

第2条 本学に、データサイエンスプログラムを運営するため、データサイエンスプログラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(分掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) データサイエンスプログラムの立案及び実施に関すること。
- (2) データサイエンスプログラムの普及に関すること。
- (3) データサイエンスプログラムの自己点検・評価及び改善に関すること。
- (4) データサイエンスプログラムの情報公開に関すること。
- (5) その他データサイエンスプログラムに関する重要事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 数理、データサイエンス又はAIに関する授業科目を担当する教員のうち副学長が指名する者
 - (2) その他副学長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置く。
 - 3 委員長は、第1項第1号の者の中から副学長が指名する。
 - 4 委員長は会議を招集し、その議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第6条 委員長は、審議の経過及び結果について、副学長に報告しなければならない。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教育改革推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年9月19日から施行する。